

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成２３年度第１回高松市自転車等駐車対策協議会
開催日時	平成２３年７月１２日（火）１４時００分～１５時３０分
開催場所	高松市役所 １１３会議室
審議事項	１ 高松市自転車等駐車対策総合計画（平成１１年３月策定）の取組み状況について ２ 新・高松市自転車等駐車対策総合計画の策定方針について ３ 高松地区における自転車駐車の現況と課題について ４ その他
公開の区分	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
上記理由	公開のため特記なし
出席委員 １４人 (うち代理者２人)	伊藤委員，柴田委員，岡田委員，古山委員，岩部委員，井上委員，森澤委員，堤委員，中村委員，寺川委員（代：山本），加地委員，天野委員（代：井口），生田委員，尼子委員
傍 聴 者	０人 （定員 ２人）
担当課および 連絡先	まちなか再生課 ０８７－８３９－２４４５

審議経過および審議結果
【開会】 事務局 平成２３年度高松市自転車等駐車対策協議会の開催 勝又副市長 （挨拶） 委員 自己紹介 事務局 委員の半数以上の出席があり会議が成立することを報告 【審議】 審議事項１～３について、事務局より説明

以下、委員の質疑応答

委員長：前回の総合計画の中で、教育の項目に啓発に関する内容が触れられている。教育委員会等との連携について、交通安全教育の話は聞いたことがあるが、それ以外に何か取り組んだものがあれば教えて欲しい。

事務局：教育委員会を対象とした連携はあまり実施していない。中高生を対象とした安全教育については実施している。また、新入生が入学した際には駐輪ルールの啓発をしてもらうようお願いしている。また、高校では、安全教育部会にてモデル校を指定した取組もあると聞いている。

委員長：小学校の社会科の副読本では、安心・安全の項目があり、車に対する内容しか掲載されていないが、小学生などは、自転車の利用が多いため、本誌を見直しする場合は、是非、自転車に対する内容も加えて頂きたい。

事務局：副読本の見直しの際には考慮したい。

柴田委員：中心市街地の自転車の利用を考えると、停めても良いところと悪いところを決めて対策していく必要があると思う。

事務局：商店街との共存をふまえて検討する必要がある。店の人は自転車で来てもらいたい、店の前に自転車を止められると困る、といったトレードオフの関係になっている。

委員長：駐輪禁止区域内の店舗周辺で整理員が路上駐輪している自転車を整理している姿をみたことがあり、その状況から、駐輪してもよい場所だと勘違いしてしまう人もいるのではないかと思われる。

事務局：整理員は、お客さんを駐輪場へ誘導するために店側が雇っているという話は聞いたことはあるが、詳細については確認できていない。

委員：あるテレビ番組を見ていた時、「ここに自転車を停めたら捨てます」という張り紙をしたところ、路上駐輪が無くなったというのを紹介していた。このような取組も一つの方法である。

委員：琴電53駅中の1つの課題となっているのが仏生山駅の駐輪問題である。改札に近いところに駐輪するため、通路にはみ出して駐輪している自転車もある。朝のラッシュ時には係員を配置し、駐輪マナ

一を指導しているが、係員がいなくなると、また通路に駐輪する。コーンやバーを設定して禁止であることを示しても変化は無い。仏生山駅周辺の整備と合わせて駐輪場の整備をしてもらいたい。

事務局：仏生山駅周辺の整備計画の中で検討したい。

委員：商店街に自転車で来る人は、目的地の5 mくらいの範囲内に駐輪する傾向がある。また、お客さんを近くの駐輪場に誘導しても、理解が得られない。自転車利用者のマナーについて考えていくことも大事だと思う。

事務局：自転車と商店街の共存が大きな課題である。まちの発展に向けて重要なことであり、解決に向けて取り組みたい。

委員：自転車は「走らす場所」と「停める場所」を必要とするが、商店街はその両方が求められる場所であることから、商店街での共存の問題は非常に難しいと思う。自転車への通行規制については、過去の経緯からも、利用者や商店街等との話し合いなどにより、規制と緩和を繰り返してきたが、これといった解決策がないのが現状である。

委員：路上駐輪の実態がどうなっていて、本当に通行の妨げになっているのであれば問題であるので、その辺りをきちんと確認してもらいたい。

事務局：実態調査を実施する中で確認したい。

委員：商店街を歩行者専用道路にできないのか。

委員：現在、商店街での規制は歩行者専用である。但し、自転車が走行できるように「自転車を除外する」という通行規制をとっている。そのため、土日はその除外を取りやめて、自転車の通行を不可とする規制としている。以前も、自転車と歩行者を分離する社会実験が実施されたこともあるが、現在は歩行者と自転車が混在している状態となっている。安全性を確保するためにも、自転車を徐行させる措置が必要である。

委員：現在、商店街では、自転車が通行する中央部分の路面に凹凸をつけることで、速度低下を促している。ただし、自転車の通行部分について、商店街の区間では中央を走行、横断歩道では両側を走行する

ため、自転車の動線がクロスしており、あまり望ましくないという問題もある。

委員長：商店街としては、自転車を禁止にしたいのか。

委員：商店街の中でも、集客のためには自転車であっても多くの人に来て欲しいとの意見もあれば、放置自転車の問題などから自転車を排除したいとの意見もあるなど、意見が分かれている。放置自転車や、安全性の問題は、利用者のマナーによるところも大きいので、しっかりと教育をすることが大事である。

委員：20年前と比べて、自転車の台数は大幅に減った。中央通りなどを見ても、放置自転車も減ったと思う。しかし、全ての放置駐輪を排除するのは難しく、一方、商店街に全く自転車がなければ殺風景になるといった側面もある。商店街に自転車が見られ、にぎわいのある商店街を目指していくのがよいのではないかと思う。そのためには、自転車通行の安全性を確保し、例えばコミュニティ道路として、自転車を停めてもよい“たまり空間”を設けるなど、上手に歩車共存ができる取り組みを進めてほしい。

委員長：本日の審議を受け、事務局には、委員の皆様から頂いた意見を反映した素案の作成を進めてほしい。

【閉会】

事務局：以上で平成23年度第1回高松市自転車等駐車対策協議会を閉会する。